



SDワンダーくん

業務のあらまし

自動車安全運転センターは、「自動車安全運転センター法」(昭和50.7.10法律第58号)に基づいて設立され、安全運転研修の実施、累積点数の通知、運転経歴の証明、交通事故の証明、安全運転の調査研究などの事業をおこなっています。

交通事故の証明

交通事故証明書は、交通事故の事実を確認したことを証明するものです。

交通事故の当事者が適正な補償を受けられるよう、その求めに応じて、警察から提供された証明資料に基づき、交通事故の事実を確認したことを証明する書面です。

この証明書は、交通事故に遭われた方の財産や権利を守るための重要な書類です。交通事故に遭われたときは、必ず警察に届出をして、後日、交通事故証明書の交付を受けるようにしてください。

なお、申込みのできる方は、交通事故の当事者（加害者・被害者）又は当事者の委任を受けた方です。

運転経歴の証明



運転者に運転経歴に関する情報を提供して安全運転の励行を呼びかけています。

運転者の求めに応じて、無事故・無違反、運転記録、累積点数等及び運転免許経歴の4種類の証明書を発行しており、安全運転管理者の安全管理や運転者個々の安全運転の励行等のために活用されています。

なお、無事故・無違反及び運転記録証明書の申請者で、1年以上事故・違反等の記録のない方に無事故・無違反の年数に応じた安全運転者の証であるSDカードをお渡ししております。

運転経歴の証明

種別(区分)	証明内容	利用例
無事故・無違反 証明書	無事故・無違反で経過した期間について証明します。 ただし、昭和44年10月1日(沖縄県交付のみ昭和47年5月6日)以前のもは証明できません。	安全運転の励行と管理 優良運転者の表彰 SDカードの取得
運転記録 証明書	過去1年間、3年間、又は5年間の交通違反、交通事故及び運転免許の行政処分の記録について証明します。	安全運転の励行と管理 優良運転者の表彰 個人タクシー免許の申請 SDカードの取得
累積点数等 証明書	交通違反及び交通事故の点数が現在何点になっているかや行政処分前歴について証明します。	安全運転の励行と管理 現在の違反等の確認
運転免許経歴 証明書	過去に失効した免許、取り消された免許又は現在受けている免許の種類、取得年月日等について証明します。 ただし、失効免許は、失効後3年(交通違反歴のあるものは6年)を経過したもの、また取消免許は昭和46年12月31日以前のもは証明できません。	大型免許や第二種免許の受験 免許経歴の確認

SDカード

無事故・無違反及び運転記録証明書の申請者で、1年以上事故・違反等の記録のない方に無事故・無違反の年数に応じた安全運転者の証であるSDカードをお渡ししております。

お持ちですか？ SDカード ～ SDカードは、安全運転者の証！！



①グリーンカード(1年以上)



②ブロンズカード(2年以上)



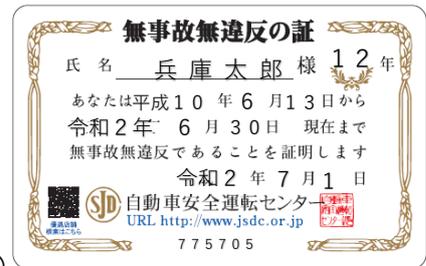
③シルバーカード(4年以上)



④ゴールドカード(10年以上)



⑤スーパーゴールドカード(20年以上)



各カードの裏面(共通)

※ SDカードをお持ちの方は様々なサービスを受けられます。

ショッピング、レジャー・観光、飲食店、旅行・宿泊等で割引が受けられます。

SDカード優遇店の確認は、当センターのホームページ(<https://www.jsdc.or.jp/>)、

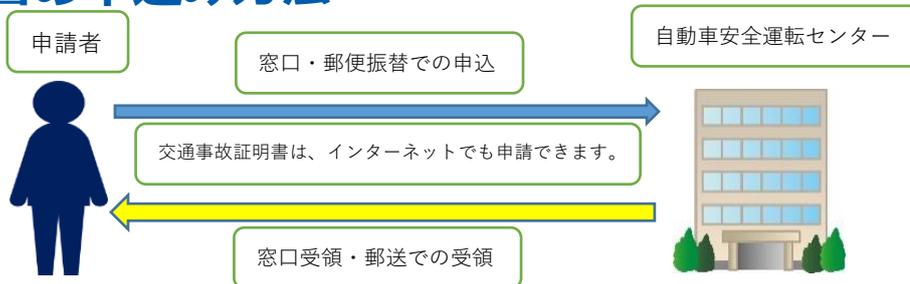
または携帯サイトで確認してください。

[優遇店の詳細についてはこちらまで](#) → [自動車安全運転センター](#)

QRコード



証明書の申し込み方法



証明書の申請は、センター事務所の窓口で直接行うか、警察署、交番、駐在所に備え付けてある申請用紙で、振替払込料金を添えてゆうちょ銀行若しくは郵便局の窓口で払い込んでください。

〒651-0011 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部庁舎内

自動車安全運転センター兵庫県事務所

☎事故証明係 (078)351-7882・経歴証明係(078)351-7886~7887